

聖籠町教育委員会告示第1号

聖籠町特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように定める。

平成30年4月25日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨にのっとり、小学校及び中学校に就学する児童又は生徒について行う特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について規定し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者は、小学校若しくは中学校に就学する児童若しくは生徒の保護者で、町内に住所を有している者又は聖籠町立小学校若しくは中学校に就学する児童若しくは生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の規定により設置された特別支援学級へ就学する児童又は生徒の保護者
- (2) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、聖籠町就学援助要綱（平成16年聖籠町教育委員会告示第5号）の規定による就学援助を受ける者は、対象者としなない。

(支給費目)

第3条 就学奨励費の支給費目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 学用品・通学用品購入費
- (4) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (5) 生徒会費
- (6) P T A会費

(申請)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、教育委員会が別に定める申請書に必要事項を記入し、教育委員会へ申請しなければならない。

2 前項の申請書には、教育委員会が別に定める書類を添えなければならない。

(支給の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、申請者の属する世帯の収入額及び需要額により支給の適否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第6条 就学奨励費は、前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に支給する。

2 就学奨励費の支給の時期は、教育委員会が別に定める。

(届出)

第7条 受給者は、第2条第1項に規定する要件に係る事由に変更があったときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(支給の廃止)

第8条 受給者が第2条第1項に規定する要件を欠くことになったとき又は就学奨励費の受給を辞退したときは、教育委員会は、当該就学奨励費の支給を廃止する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。